

令和7年度 岐宿中学校いじめ対策委員会・いじめ防止基本方針

本方針でめざす生徒像

自他の良さにや人権を尊重し、協力・協働を通して認め合い、支え合いながら共に伸びていこうとする生徒

いじめ防止等に関する基本的な考え方

・「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為」であるという認識を生徒に持たせる。
・いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応する。
・生徒同士、生徒と教職員との信頼関係作りを推進する。

○保護者

・子どもを見守り、変化を見逃さず、学校との迅速な連携を図る。
・誰もが被害者にも加害者にもなり得ることを認識して見守りを欠かさない。
・携帯電話、インターネット等の利用については、責任を持って監督する。

保護者代表：PTA会長(随時)

○学 校

・「いじめは決して許さない」という態度を児童生徒に示し、指導にあたる。
・「自己有用感を持たせること」を、すべての教育活動の基本に据え、指導にあたる。
・いじめに関する情報収集に努め、問題は即時に全職員で共有し対応する。

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭

○外部機関等

・子どもの見守り体制を強化し、いじめに関する情報は、積極的に学校、保護者に提供する。
・いじめ対応にあたっては、学校、保護者と連携して行う。
・必要に応じて、いじめ解消について助言する。

学校支援会議代表、警察(随時)

Stop! いじめ委員会 基本方針

	教職員の取組	生徒の取組	保護者等の取組
①いじめの未然防止	・いじめは決して許さない、いじめを受けた子どもは全力で守ることを宣言する。 ・小規模校の利点を生かしたきめ細かな個別指導により、学力の保障と自己有用感の向上を図る。 ・すべての教育活動を通じ、「共生」のための素養を身に付けさせる。 ・インターネット等の危険性や正しい活用のしかたについて、繰り返し指導する。	・いじめをしないだけでなく、見逃さない目、大人の力を借りて解決する力を付ける。 ・他の良さを見つける取組を行う。 ・インターネット等に利用については、約束を守り、正しく活用する。 ・生徒の活動として、いじめ撲滅に取り組む。	・成果よりも子どもの頑張りを認め、自己肯定感を高める家庭教育に努める。 ・子どもの交友関係について関心を持ち、把握に努める。 ・「ならぬことはならぬ」という態度を示し、毅然とした指導に努める。 ・インターネット等の利用については、決して放任せず、決まりを設定した上で正しく活用させる。
②いじめの早期発見	・定期的な教育相談やチャンス相談を積極的に行い、得られた情報は速やかに全職員で共有し、即時対応する。 ・毎月生活アンケートを行うことでいじめの未然防止、早期発見に努める。 ・いじめに関する情報は、ささいな事項でもすべて校長に報告する。 ・外部機関の相談窓口についても繰り返し周知する。	・いじめを受けたり、見たり聞いたりしたら、必ず大人に知らせるようにする。 ・生徒の活動として、いじめを相談できる体制作りを進める。	・日頃から挨拶や親子の会話を心がけ、変化に気づきやすい家庭環境を作るように努める。 ・こどもの変化を見逃さず、学校や関係機関への相談や連絡を躊躇せずに行う。 ・他人の子どもに対しても積極的な声かけに努める。
③いじめに対する措置	いじめられた側	・いじめを無くすという強い意思を持ち、いじめた者をも救うという観点からも、正確な情報提供に努める。 ・自分以外の者に対するいじめについても情報提供に協力する。	・一人の保護者だけでなく、両親、祖父母等できるだけ多くの大人で情報を共有し、家庭での見守りを意識的にを行い、変化があれば学校や関係機関に連絡する。 ・いじめ解消のために、知り得た情報を学校に提供するなど、連携を強化する。
	いじめた側	・信頼を取り戻すという未来を考え、正確な事実を伝える。もし、事実と異なる点があれば、冷静に伝える。 ・いじめられたと感じている者の心を素直に理解し、人との関わりについて、また、そのようなことをしてしまった自らの感情について客観的に振り返り反省する。	・一人の保護者だけでなく、両親、祖父母等できるだけ多くの大人で情報を共有し、家庭での見守りを意識的にを行い、変化があれば学校や関係機関に連絡する。 ・問題解決のために、知り得た情報を学校に提供するなど、連携を強化する。 ・子ども一人の責任とせず、監督者として誠意ある対応に努める。
	観衆・傍観者	・いじめの解決のために正しい情報の提供に努める。 ・いじめを止めることは勇気のいる行動であり、弱さに打ち勝ち行動しようとする。 ・自らも当事者の一人であることに気づき、素直に反省する。	・学校との情報交換と連携のもとに、自分も当事者の一人であることを教諭しようとする。 ・積極的な「仲裁者」となれる強く優しい心を持った大人となるような指導に努める。
④その他の取組	・学校評価においても、いじめ防止への取組について自己評価を行い、結果を学校支援会議に報告し、内容の改善を行う。 ・メディアについての学校基本方針をもとに、各家庭で「わが家のメディアルール」を作成する。		